



福岡医発第2276号(地)
平成27年11月26日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

シエラレオネにおけるエボラ出血熱流行の終息について

今般、世界保健機構（WHO）による、シエラレオネにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、健康監視の対象とする渡航歴からシエラレオネを除外し、ギニアのみとする旨、別紙のとおり厚生労働省健康局感染症課長並びに同省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長の連名により、各検疫所に対して通知がなされ、本会に対しても福岡県保健医療介護部より情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 廣瀬真恵

27保衛第2338号

平成27年11月13日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

シエラレオネにおけるエボラ出血熱流行の終息について(情報提供)

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課から情報提供がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対し周知をお願いいたします。

なお、下記の関係機関に対しては、当課から別途通知していますので申し添えます。

記

○ 関係機関

独立行政法人 国立病院機構 福岡東医療センター
地方独立行政法人 福岡市立病院機構 福岡市民病院
独立行政法人 国立病院機構 九州医療センター
日本赤十字社 福岡赤十字病院
地域医療支援病院 福岡大学筑紫病院
北九州市立医療センター
田川市立病院
聖マリア病院
地方独立行政法人 筑後市立病院
福岡徳洲会病院
独立行政法人 国立病院機構 大牟田病院

※ 検疫所に対する主な通知内容

世界保健機関(WHO)による、シエラレオネにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、健康監視の対象とする渡航歴からシエラレオネを除外し、ギニアのみとする。

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 中山

TEL:092-643-3268 FAX:092-643-3282

E-mail: nakayama-s1340@pref.fukuoka.lg.jp



メール詳細

日付 2015年11月09日 15時04分21秒

宛先

Cc

差出人 厚生労働省 結核感染症課(SARSOPC) <SARSOPC@mhlw.go.jp>

件名 [hoeisei:109]【情報提供】シエラレオネにおけるエボラ出血熱流行の終息について
重要度 通常

メール本文

各都道府県・保健所設置市・特別区
衛生主管部(局) 感染症対策担当者 殿

平素はお世話になっております。
厚生労働省健康局結核感染症課です。

11月7日、WHOがシエラレオネにおける
エボラ出血熱の流行が終息したことを宣言しました。

これにより健康監視の対象とする渡航歴からシエラレオネを除外し、
ギニアのみとする旨の通知を本日付け各検疫所に対して発出しました。

各自治体の皆様におかれましてはこれまでの対応から変更はありませんが、
参考として上記情報提供させていただきます。

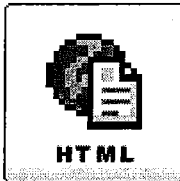
よろしくお願い申し上げます。

〈参考:検疫所宛て通知〉

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/20151109_01.pdf

添付ファイル

3-11866-1-attach-d1.html



ダウンロード | ドキュメントに保存

健 感 発 1109 第 1 号
生 食 検 発 1109 第 1 号
平 成 27 年 11 月 9 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長
(公 印 省 略)
医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 生 活 衛 生 ・ 食 品 安 全 部
企 画 情 報 課 検 疫 所 業 務 管 理 室 長
(公 印 省 略)

西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について

標記について、「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」（平成 26 年 8 月 8 日付け健感発 0808 第 2 号及び食安検発 0808 第 1 号）により実施しているところである。

今般、世界保健機関（WHO）による、シエラレオネにおけるエボラ出血熱の終息宣言を踏まえ、シエラレオネに係るエボラ出血熱流行国としての対応を取りやめることとするため、同通知を別添の新旧対照表のとおり改正するので、その対応に遺漏なきを期されたい。

(別添)

「西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について」

平成 27 年 11 月 9 日付け健感発 1109 第 1 号及び生食検発 1109 第 1 号

新	旧
西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について 現在、西アフリカのギニア（以下「エボラ出血熱の流行国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によると<u>ギニア</u>では <u>3,810</u> 名の患者のうち、<u>2,536</u> 名が死亡（<u>平成 27 年 11 月 1 日現在</u>）している。 また、WHO は、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、平成 26 年 8 月 8 日にエボラ出血熱の発生が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。 記 1 ～ 7 （略） 別添 （略）	西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について 現在、西アフリカのギニア<u>及びシエラレオネ</u>（以下「エボラ出血熱の流行国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によると<u>西アフリカ 2 カ国</u>では <u>17,548</u> 名の患者のうち、<u>6,483</u> 名が死亡（<u>平成 27 年 9 月 16 日現在</u>）している。 また、WHO は、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、平成 26 年 8 月 8 日にエボラ出血熱の発生が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。 記 1 ～ 7 （略） 別添 （略）

(参考：改正後全文)

健感発 0808 第 2 号
食安検発 0808 第 1 号
平成 26 年 8 月 8 日

一部改正 健感発 0905 第 1 号
食安検発 0905 第 4 号
平成 26 年 9 月 5 日

一部改正 健感発 1021 第 2 号
食安検発 1021 第 3 号
平成 26 年 10 月 21 日

一部改正 健感発 1024 第 1 号
食安検発 1024 第 1 号
平成 26 年 10 月 24 日

一部改正 健感発 1029 第 1 号
食安検発 1029 第 2 号
平成 26 年 10 月 29 日

一部改正 健感発 1121 第 15 号
食安検発 1121 第 5 号
平成 26 年 11 月 21 日

一部改正 健感発 0511 第 1 号
食安検発 0511 第 1 号
平成 27 年 5 月 11 日

一部改正 健感発 0918 第 10 号
食安検発 0918 第 2 号
平成 27 年 9 月 18 日

一部改正 健感発 1109 第 1 号
生食検発 1109 第 1 号
平成 27 年 11 月 9 日

各 検 疫 所 長 殿

健 康 局 結 核 感 染 症 課 長

西アフリカにおけるエボラ出血熱発生への対応について

現在、西アフリカのギニア（以下「エボラ出血熱の流行国」という。）においてエボラ出血熱の発生が続いており、世界保健機関（WHO）の報告によるとギニアでは3,810名の患者のうち、2,536名が死亡（平成27年11月1日現在）している。

また、WHOは、エボラ出血熱に関する緊急委員会を開催し、平成26年8月8日にエボラ出血熱の発生が「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると判断したことから、下記のとおり対応するよう指示する。

記

1 入国者への対応

エボラ出血熱の流行国からの入国者は、パリ、ロンドン、ドバイ、ヘルシンキ、ドーハ、アムステルダム等を経由して本邦に入国することとなるので、検疫官は、エボラ出血熱の流行国からの乗り継ぎ便の把握に努めること。

また、検疫ブース等において、到着便の乗客に対し、日頃から実施している発熱者の発見のためのサーモグラフィーによる体温測定を行うことに加え、エボラ出血熱の流行国に滞在していた者に対して、当該国に滞在した場合にはその旨自己申告するよう呼びかけること。

2 仮検疫済証の交付

検疫においては、検疫感染症等の非流行地から来航した船舶及び航空機であっても、エボラ出血熱の流行国から帰国した乗組員又は乗客を確認した場合は、一定の期間を定めて仮検疫済証を交付すること。

3 エボラ出血熱の流行国からの入国者の取扱い

エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在していたことが確認された場合には、検疫官による聞き取りを行い、必要に応じて、（１）のとおり医師による診察を行うとともに、（２）のとおり健康監視を行うこと。

（１）診察等

診察の結果、到着前21日以内にエボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在し、38℃以上の発熱又はエボラ出血熱を疑うその他の臨床症状（※1）を有し、かつ、次のア又はイに該当する者について、エボラ出血熱が疑われると判断した場合、検疫法（昭和26年法律第201号。以下「法」という。）第14条第1項第1号の規定に基づき隔離の措置をとること。

ア 到着前21日以内にエボラ出血熱患者（疑い患者を含む。）の体液等（血液、体

液、吐瀉物、排泄物など)との接触歴(感染予防策の有無を問わない)がある者
イ 到着前 21 日以内にエボラ出血熱発生地域(※2)由来のコウモリ、霊長類等に
直接手で接触するなどの接触歴がある者

※1 嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等

※2 ギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボ
ワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国

また、エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在し、かつ、症状のない者であって、
針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けたものについて、エ
ボラ出血熱に感染したおそれがあると判断した場合、同法第 14 条第 1 項第 2 号の規
定に基づき停留の措置をとること。

(2) 健康監視

エボラ出血熱の流行国に渡航又は滞在していたことが確認された者については、法
第 18 条第 2 項の規定に基づき、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、
国籍、職業並びに旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが
疑われる場所について報告を求めるとともに、エボラ出血熱の流行国出国後(出国日
時から起算することが不適当な場合は、入国後)504 時間(21 日)内において、1 日
2 回(朝・夕)の体温その他の健康状態について報告を求めるものとする。

健康監視の際、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する
市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。)に対して、エボラ出血熱患者
との接触状況、国内における居所及び連絡先、氏名、年齢、性別、国籍、職業並びに
旅行の日程並びに当該者がエボラ出血熱の病原体に感染したことが疑われる場所を
通知すること。

健康監視の期間中、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、法第 18 条第 3
項の規定に基づき、当該者に対し、自宅に待機すべき旨等その他エボラ出血熱の予
防上必要な事項を指示するとともに、当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事
に対して、当該者の健康状態及び当該者に対して指示した事項を通知すること。

なお、都道府県知事が外出自粛を要請している者に対して調査を実施している場
合、当該調査にて得られた体温等の健康状態の情報を入手することをもって当該者か
ら報告があったこととして対応すること。

さらに、これらの通知を行った場合は、その内容を直ちに検疫所業務管理室を通じ
て結核感染症課に報告すること。

エボラ出血熱の国内患者発生時の全体フローチャートについては別添 1 のとお
りであり、都道府県にも通知したので承知のこと。

4 患者等の搬送

エボラ出血熱が疑われると判断し、隔離等の措置をとる場合、各検疫所が作成する
検疫感染症措置要領等に従い搬送すること。また、搬送に際しては、感染防御対策を
徹底すること。

検体の輸送については、国立感染症研究所までの輸送体制など、必要な検討をあら
かじめ済ませておくこと。

5 渡航者への情報提供

渡航者に対し、エボラ出血熱の発生及び流行の状況並びに必要な注意事項について、ポスターやホームページ等を活用し、情報提供すること。

6 報告

隔離、停留又は健康監視の措置をとった場合は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。

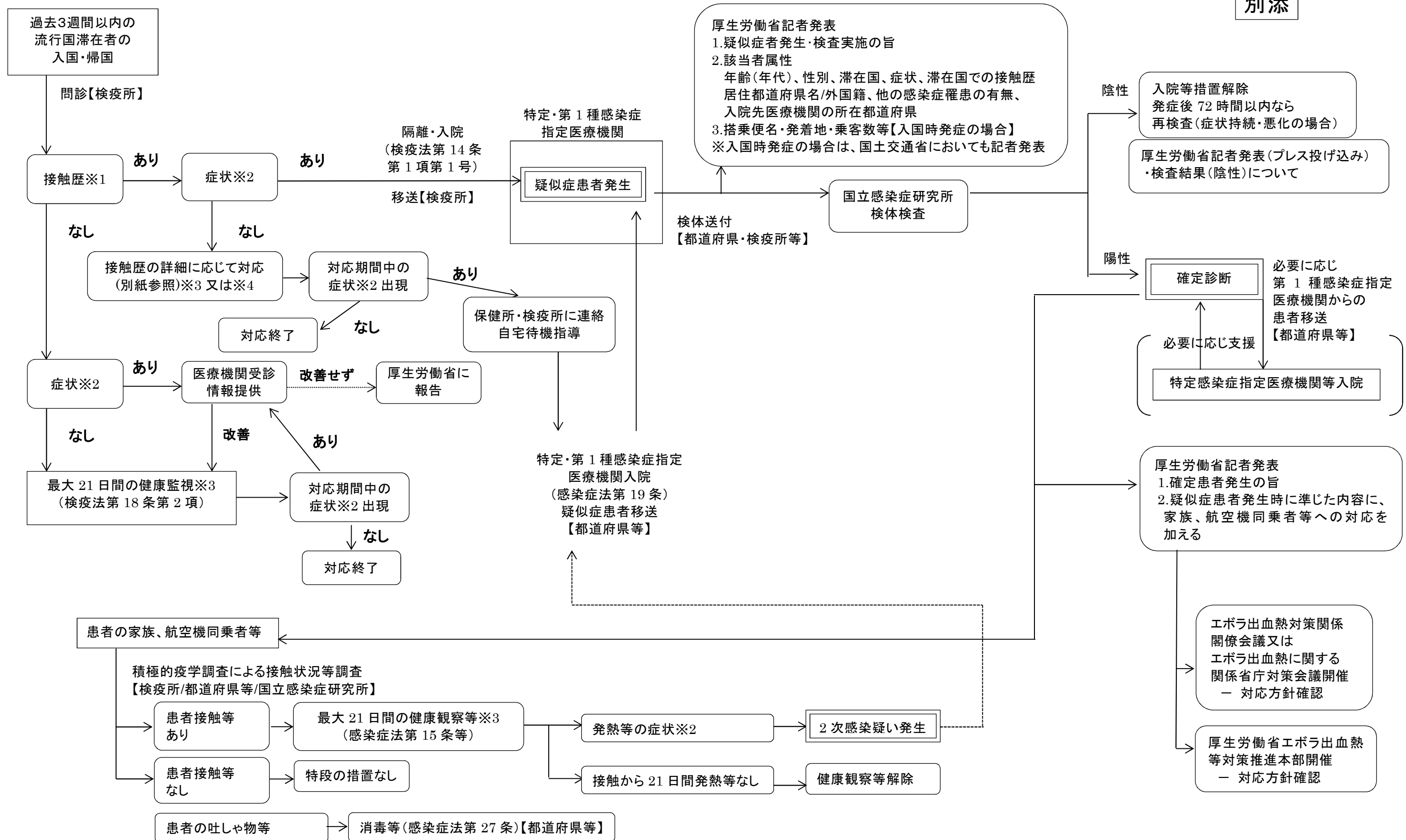
7 参考

別添：エボラ出血熱検疫時及び国内患者発生時の全体フローチャート（暫定版）
「エボラ出血熱について」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/ebola.html>

エボラ出血熱検疫時及び国内患者発生時の全体フローチャート(暫定版)

別添



※1 接触歴:到着前 21 日以内にエボラ出血熱患者(疑いを含む)の体液等(血液、体液、吐瀉物、排泄物等)との接触あるいはエボラ出血熱発生地域(別紙)由来のコウモリ、霊長類等への直接の接触

※2 症状:38℃以上の発熱又はその他(嘔吐、下痢、食思不振、全身倦怠感等)

※3 エボラ出血熱の流行国からの出国後、最大 21 日間(エボラ出血熱の最大潜伏期間)、検疫所に対し、毎日、体温、症状の有無等を報告。さらにリスクに応じて具体的な対応を実施(別紙)。

※4 患者に接触後、最大 21 日間(エボラ出血熱の最大潜伏期間)、都道府県に対し、毎日、体温、症状の有無等を報告。

別添別紙

流行国でエボラ出血熱患者に接触した者等で無症状である者、又は国内でエボラ出血熱の確定患者になった者に接触したが無症状である者等への対応（暫定版）

- エボラ出血熱は発熱等の発症後に感染力をもつため、患者の体液等への接触により感染したとしても無症状である者は他者に感染させることはない。しかしながら、この無症状者が発症した場合に、迅速に診療等の対応をすること、この発症後の他者への感染を未然に防止すること等が必要であるとの観点に立って、以下の対応を定める。
- 具体的な事例には、以下を参照しながらケース・バイ・ケースで対応する。
- 以下の対応は、国立感染症研究所「エボラ出血熱に対する積極的疫学調査実施要領～地方自治体向け（暫定版）」(<http://www.nih.go.jp/niid/images/epi/ebola/1113-01.pdf>)に基づく。なお、積極的疫学調査方法はこの実施要領を参照のこと。

接 触 状 況	海外で症例に接触し入国・帰国した者	国内で症例に接触した者
1. 針刺し・粘膜・傷口への曝露などで直接ウイルスの曝露を受けた者	停留（医療機関への入院）（検疫法第 14 条第 1 項第 2 号）による経過観察	健康診断（入院）（感染症法第 17 条）による経過観察。
2. 症例 ^{※1} の血液、唾液、便、精液、涙、母乳等またはエボラ出血熱発生地域（※2）由来のコウモリ、霊長類等に接触した者		
必要な感染予防策 ^{※3} なしで ^{※4} 接触	健康監視（毎日 2 回、体温、症状の有無等を検疫所に報告。検疫法 18 条 2 項。以下この列において同じ。） 外出自粛要請 ^{※6} （感染症法第 15 条第 3 項。以下この列において同じ。）	健康観察（毎日 2 回、体温、症状の有無等を都道府県等に報告。感染症法第 15 条第 1 項。以下この列において同じ。） 外出自粛要請 ^{※6} （感染症法第 15 条第 3 項。以下この列において同じ。）
必要な感染予防策を講じて接触	健康監視	健康観察
3. 症例の検体処理 ^{※5} を行った者		
必要な感染予防策（必要なバイオセーフティー設備を含む）なしで取り扱い	健康監視 外出自粛要請	健康観察 外出自粛要請
必要な感染予防策（上記同じ）を講じて取り扱い	健康監視	健康観察
4. 症例のおおむね 1 メートル以内の距離で診察、処置、搬送等に従事した者		
必要な感染予防策なしで接触	健康監視 外出自粛要請	健康観察 外出自粛要請
必要な感染予防策を講じて接触	健康監視	健康観察
5. 症例に関わった以下の者（上記 1.～4.以外） －症例に関わった医療従事者・搬送従事者 －症例の同居の家族等 －症例と同じ飛行機に 1 メートル以内の距離で同乗した者等 －症例の搭乗した飛行機の担当客室乗務員、清掃員等	健康監視	健康観察

※1 「症例」：確定患者、死亡患者の死体

※2 ギニア、シエラレオネ、リベリア、ウガンダ、スーダン、ガボン、コートジボワール、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国

※3 「必要な感染予防策」：二重手袋、サージカルマスク又は N95 マスク、ゴーグル又はフェースシールド等眼粘膜を確実に保護できるもの、感染防護服等の装着をいう。

※4 「必要な感染予防策なしで」：上記を装着しなかった又は正しく着脱しなかった（例：脱ぐときに体液が付着）ことをいう。

※5 「検体処理」：検査室等において検体を取り扱うこと。適切に梱包された検体の輸送は含まない。

※6 「外出自粛要請」：接触状況、接触者の生活状況等を勘案し、全く自宅から外出しない、公共交通機関を利用しない、不特定多数が利用する場所へ出入りしない、勤務先に出社等しない、学校に登校しない、診療に従事しない、などのうち適切な措置を要請